

反戦情報

2018・9・15 №.408

2001年2月9日第3種郵便物認可 第408号

2018年9月15日発行 (毎月1回15日発行)

露呈する対米従属、労働規制緩和の害悪

SHOGAKUIN
琉球新報
THE RYUKYU SHIMPO
8月12日付
第39352号

野古の海守る 知事の遺志必ず

土砂投入阻止へ7万人

新基地反対 県民大会

全国でも「私たちの問題」

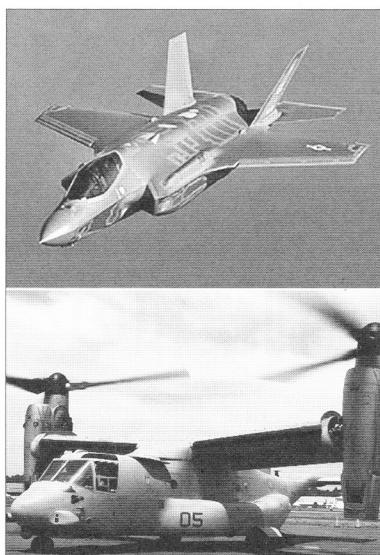
副記事 撤回へ「毅然と」

「土砂投入を許さない! ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求める8・11沖縄県民大会」の様子を伝える翌日の『琉球新報』

- 〈巻頭言〉
「言い値」の米製武器、購入拡大——対米従属の一典型=有償対外軍事援助 2
- 翁長知事の遺志継ぎ辺野古新基地建設阻止!
—沖縄県民大会/埋め立て承認撤回/知事選勝利—
米倉 外昭 3
- 〈講演〉
安倍政権下で労働組合に求められていること(上)
—生協労連中四国地連大会での記念講演—
東海林 智 5
- 〈論壇〉
憲法からみた公文書管理 永山 茂樹 14
- 〈学術研究〉
学術研究への草の根からの攻撃 野葉 茂 17
- 〈教育〉
「日本教科書」大惨敗、「教育出版」上昇、大阪2社ゼロ
—2018年の中学校道徳教科書採択終わる—
伊賀 正浩 19
- 〈災害/防災〉
防災の知恵の共有を 羽田野袈裟義 21
- 〈映画の世界190〉
『スポットライト 世紀のスクープ』 鈴木 右文 23

9月7日、財務省が2019年度予算の各省厅概算要求が総額で過去最大の10兆7658億円になつたと発表した。これは18年度の当初予算97兆7128億円を5・2%上回り、5年連続で1兆0兆円を突破するもの。災害多発で19%ちかい増加を示す国土交通省（7兆677億円）などの要求はさておき、問題なのは防衛省の概算要求だ。過去最大の5兆2986億円を求めている。

今後も解決課題は山積しているが、東アジアの軍事的緊張は史上初の米朝会談の実現でおおきく緩和し、一触即発の危機は遠のいた。



F-35ステルス戦闘機（上）／オスプレイ輸送機

を決定し、秋田、山口への配備計画を推進している。当初1基1000億円とされた取得費は2基で2680億円に膨れ上がり、設備・関連施設費などを含めれば6000億円とも言わ

れる超々高価な「買い物」。トランプ来日の際、安倍首相がお土産としてトランプに約束したものだ。この他、大きな買い物としてあるのが次期主力戦闘機でステルスと防衛予算の増額を続けるつもりらしい。小野寺防衛大臣は「北朝鮮の脅威はかわらない」（7月28日）などと相変わらず口走り、例えば、地上配備型迎撃ミサイルシステム＝「イージス・アショア」の導入

性能が売り物のF-35。1機147億円の同機を防衛省はすでに42機、導入を決定している。総額は6000億円以上となる。

また、2021年度までに17機導入予定の垂直離着陸輸送機V-22

オスプレイはどうか？ 当初、陸上自衛隊はオスプレイ導入を求めていなかつた。オスプレイの2倍以上の人員・貨物を輸送できるCH-47大型輸送ヘリを55機も保有しているからだ。しかもオスプレイは「後家製造機」と言われるほど事故が多く、米海兵隊保有全12機種の中で平均の約41倍の高い発生率（90・1時間に1回）だ。

F-35に至つては、単発エンジンで35㌧もの重量（双発の現役主力戦闘機F-15で40㌧）を支えるため、純重で旧型機F-16との模擬戦闘で撃墜される体たらくだ。

〈巻頭言〉

「言い値」の米製武器、購入拡大 ——対米従属の一典型——有償対外軍事援助

オスプレイも1機あたり100億円超、計1700億円以上だ。

これら超々高価な「防衛装備品」。政府・防衛省が言うように、「本当に必要」なのか？

「イージス・アショア」にしても、配備基地周辺の住民への様々な危険や悪影響もさることながら、そもそも音速の20倍の速度で落下していくミサイルを正確に撃ち落とすことなど不可能。

F-35に至つては、単発エンジンで35㌧もの重量（双発の現役主力戦闘機F-15で40㌧）を支えるため、純重で旧型機F-16との模擬戦闘で撃墜される体たらくだ。

オスプレイはどうか？ 当初、陸上自衛隊はオスプレイ導入を求めていなかつた。オスプレイの2倍以上の人員・貨物を輸送できるCH-47大型輸送ヘリを55機も保有しているからだ。しかもオスプレイは「後家製造機」と言われるほど事故が多く、米海兵隊保有全12機種の中で平均の約41倍の高い発生率（90・1時間に1回）だ。

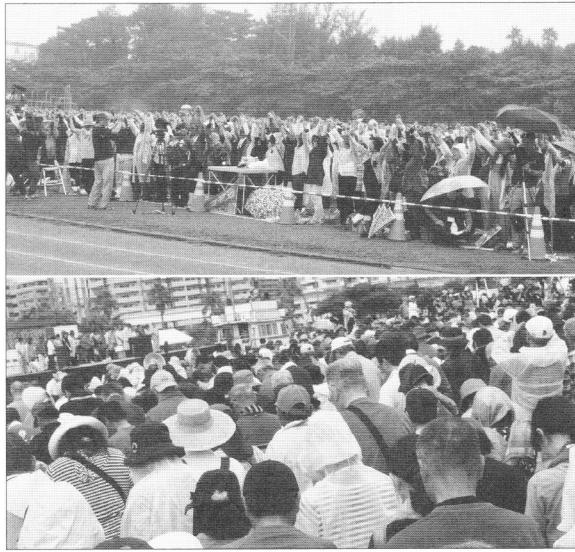
腹立たしいのは、このような米製武器の調達方法が、「有償対外軍事援助」（FMS）で、米武器輸出管理法に基づき、①契約価格、納期は見積もりで米政府はこれに拘束されない②代金は前払い③米政府は一方的な契約解除が可能、この条件を受け入れる国のみ武器を提供する。つまりすべてアメリカの「言い値」「都合」だということ。

防衛予算はまさに対米従属の害の一典型例なのだ。（編集部N）

翁長知事の遺志継ぎ辺野古新基地建設阻止！

—沖縄県民大会／埋め立て承認撤回／知事選勝利—

米倉外昭



雨の中「がんばろう」（上）翁長知事悼み黙祷、県民大会（筆者提供）

8月8日、肺臓がんで闘病中だった翁長雄志沖縄県知事が急逝した。沖縄の情勢は急展開し、11月18日に予定されていた県知事選は9月30日に前倒しとなつた。8月31日、謝花

喜一郎副知事が名護市辺野古への新基地建設のための埋め立て承認の「撤回」に踏み切つた。選挙と埋め立てを巡る政府との法的闘いを軸に、沖縄の情勢は日々目まぐるしく動いている。

■8・11県民大会

翁長知事急逝から3日後の8月11日、「土砂投入を許さない！」

辺野古新基地建設断念を求める県民大会が那覇市の奥武山公園陸上競技場で開かれた。

台風の接近で時折強い雨が降る天気にもかかわらず主催者発表で7万人が結集した。埋め立て阻止の決意を固めるとともに、翁長知事

の遺志を受け継ぐと誓う場にもなつた。

この集会の特徴は若者の力を印象付けたことだ。会場にも若者の姿が多くた。学生らが友人同士、グループで参加し、しっかりと意思表示をしていた。「初めて県民大会に参加した」という人も多かつた。

開会に先立つて『辺野古』県民投票の会の元山仁士郎代表が登壇して、10万筆を超えた署名への協力への感謝を述べた。元山さんは一橋大学の大学院生。「沖縄の未来を見据えて意思を示そうというテーマで、県民投票の実施まで頑張っていく」と訴えた。集会を主催した「辺野古議」の共同代表の一人で大会決議を読み上げた玉城愛さんも琉球大の大学生だ。

翁長知事の次男で昨年の那覇市議選で初当選した翁長雄治さんの登壇はサプライズだった。翁長知事追悼の黙とうに統いて壇上に立ち、生前、翁長知事が「沖縄は試練の連続だ。しかし、一度もウチナーンチュとしての誇りを捨てることなく闘い続けってきた。ウチナーンチュが心を一つにして闘う時には想像するよりもはるかに大きな力になる」と何度も言っていたと紹介し、「皆さま、最後まで諦めずに、父翁長雄志に辺野古新基地建設が止められたと報告できるよう頑張りましょう」と呼びかけた。

20代、30代が沖縄の未来を担つていくことを印象付けた大会だつた。最も注目されたのは、知事の職務代理者として登壇した謝花副知事が「辺野古に新基地を造らせないといふ翁長知事の強く熱い思いを受け止め、しっかりと判断していく」と力強く語つたことだ。新基地建設阻止

選で初当選した翁長雄治さんの登壇はサプライズだった。翁長知事追悼の黙とうに統いて壇上に立ち、生前、翁長知事が「沖縄は試練の連続だ。しかし、一度もウチナーンチュとしての誇りを捨てることなく闘い続けてきた。ウチナーンチュが心を一つにして闘う時には想像するよりもはるかに大きな力になる」と何度も言っていたと紹介し、「皆さま、最後まで諦めずに、父翁長雄志に辺野古新基地建設が止められたと報告できるよう頑張りましょう」と呼びかけた。

という公約が継承されるのかという不安を払拭するもので、集会参加者からは「頑張れ!」の声と共に大きな拍手が起つた。

■埋め立て承認「撤回」の法理

翁長知事の最後の公の席は、埋め立て承認「撤回」手続きに入ることを表明した7月27日の県庁での会見だつた。両手を大きく広げて持論を展開した姿が、最後の力を振り絞つたものだつたことが後に報道されている。3日後の30日に再入院した翁長知事は、樹子夫人に「県民に足りない」と言われるかもしれないけど、自分にできることは精いっぱいやつた」と話したという。

撤回を求める市民の声は強かつたが、知事はなかなか決断できなかつた。撤回をしても工事を一時的に止める効果しかないという意見が県庁内部、弁護団、支援する行政法学者らからあつた。さらに、工事が止まれば知事や職員に莫大な金額の損害賠償が請求されるという見方もあり、防衛省が1日当たり2千万円という試算をしているという報道もあつた。

しかし、7月27日の翁長知事の表明は自信に満ちていた。8月8日の

記者会見で謝花副知事は、「辺野古に新基地は造らせない」という翁長知事の思いをしつかりと受け止めた上で、公有水面埋立法に基づき適正に判断した」と述べ、政治的判断ではなく行政の原理で判断したと強調した。

「法に基づき適正に判断」したという言葉は重い。その意味は、沖縄防衛局に手渡した埋め立て承認取り消し通知書で示されている。

処分理由は次のように構成されている。第1、「国土利用上適正且合理的ナルコト」(法第4条第1項第1号)の要件を充足していないこと。第2、本件承認処分に付された負担である留意事項1(県との事前協議)の不履行。第3、「災害防止ニ付十分配慮」(法第4条第1項第2号)の要件を充足していないこと。第4、「環境保全ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」(法第4条第1項第2号)の要件を充足していないこと。

そして最後に国が主張する「撤回制限の法理」に該当しないことを主張している。

第1の中でも、埋め立て承認後に明成しても統合計画における返還条件が満たされなければ普天間飛行場は返還されないことが明らかになつたことにより『埋立地の用途に照らして適切な場所』『埋立の動機となつた土地利用に公有水面を廃止するに足る価値』に適合していないとみとめられること』を挙げている。この文中で「辺野古新基地建設は沖縄への過重な基地負担を将来にわたつて固定するもので沖縄県の国土利用の重大な阻害要因となるものであること」と指摘しているのである。9月1日付『琉球新報』はこの通知書の概要を1ページ半にわたつて掲載し、「新基地、国土利用の阻害要因」という見出しを付けた。

ここが、今回の埋め立てが公有水面埋立法の趣旨に反すると主張する本質的論点である。この点は前の承認「取り消し」後の裁判では県が法律構成として主張していない。軟弱地盤などの問題も重大だが、国は

術的に可能だと主張するだろう。県が最高裁で勝訴し、損害賠償責任も問われないとする法的根拠はこの「国土利用の阻害要因」にあると見る。

■9・30 県知事選

裁判闘争となつた場合、国が有利という根拠はない。「取り消し」を巡る一連の訴訟で福岡高裁那覇支部が和解勧告の中で指摘したことでもある。外国軍の用途のためにのみ公有水面を埋め立て、結果として沖縄県の広大な国土を外国軍基地として永久化する行為が、公有水面埋立法の目的に反することは明らかだからである。

ただ、9月30日に開票される県知事選で誕生する新知事が「撤回」を取り消せば、ようやくたどり着いた法的勝利の可能性も潰える。選挙の行方は見通せない。翁長知事が掲げた「誇りある豊かさ」というスローガンが、恫喝と目先の利益を振りかざして、業界を締め上げる自公政権の選挙にどこまで対抗できるのか。沖縄の運命が懸かつた選挙である。(よねぐらがいしょ／沖縄県在住、ジャーナリスト)

安倍政権下で労働組合に求められていること（上）

—生協労連中四国地連大会での記念講演—

東海林 智



東海林智氏

今日は、「人らしく働きたい——安倍政権下で労働組合に求められていること」というテーマでお話します。

私はいま、毎日新聞の新潟支局長をつとめています。支局長ではあり

ますが、組合員という非常に面白い立場でやっています。

前の職場は、今話題の厚生労働省でした。その厚労省で7年ぐらいた労働問題を取材していました。労働組合のことも労働運動のことも取材しました。それで「自分もやつてみよう」と思い、新聞労連の委員長も2年間ほどつとめました。ということは労働問題全般に12～13年間、ずっとかかわってきた経験から見えてきたことも反映させながら、お話をしたいと思います。

■働くルールの基本、ファラデルフィア宣言■

ではレジュメ①「働くルールの基本・ファラデルフィア宣言を考える」という項からはじめます。実は4年前にここに招かれた時にも、この話

から入ったのです。私は、安倍晋三が総理になつてから以後、講演ではずっと、このファラデルフィア宣言を一番最初にもつてきています。何故かと言うと、安倍政権が行う労働政策というのは、ファラデルフィア宣言に逆行することばかりやつているからです。それに対する抵抗の意味も込めてずっと最初にふれています。もうかれこれ4～5年になりますか、ずっとこのことを喋っています。そろそろ飽きてきたのですが、安倍がヤメないから、ずっと言い続けねばなりません。

●労働は商品ではない

この項ファラデルフィア宣言で一番重要な「労働は商品ではない」という点からはじめます。実は4年前にここに招かれた時にも、この話

たい、というのが安倍政権の労働政策の基本です。けれども、1944年5月10日にILO（国際労働機関）がその基本原則を確認した宣言即ち「ファラデルフィア宣言」の冒頭に掲げられているのが、「労働は商品ではない」というこの原則なのです。われわれ生産手段や資本を持たない労働者は、自らの労働力を提供して生活するしかないわけです。けれども私たちは、「私たちが働くということ」を商品としてはいけないのだということを、ここに宣言しているのです。どういうことかと言うと、労働者は「人として尊重されなければならない」「人が働いている」ということを忘れるなと言うことを宣言している。労働は商品ではないと確認しているのです。日本もILOに加盟しているわけですから、日本

も承認しているのです。

けれども首相・安倍君はこれを無視して逆行する方向に走っているのです。先日強行採決された「働き方改革」や2度廃案になつた労働者派遣法の改悪は、「働くこと」を商品として扱おうとする思惑のもとにやられている法改正・政策です。

では、安倍政権の労働政策具体的にはどういうものなのか？安倍晋三が総理大臣になつたとき、最初に言つたのが、「私の労働政策は人を動かすということだ」でした。これが評判が悪かつたので安倍首相は「失業なき労働移動」と言い換えました。しかし、言つているのは同じ意味です。つまり、「今の仕事から簡単に別の仕事に移す」ことができるということ、つまり簡単に解雇しやすいようにしよう、ということでした。それは「雇用の流動化」という言葉でも表現できるのですが、雇用は不安定化しますし、労働者を「モノ」として扱うことになります。これは労働者にメリットがあるの

でしょうか？「いやな仕事にしがみつくことがなくなる」とか、「つぎつぎ仕事を変えることができるからいいんじゃないかな？」という方もいらっしゃいますから、それはそれでいいのだと思いますが、労働者にとっては、他にメリットはないですね。

「簡単にクビにされ、簡単にどこかへ移される」ということですから、まさしく「人をモノのように扱う」訳です。

●「雇用責任」を負わざとモーK

では、安倍政権の労働政策とは、具体的にはどういうものなのか？

安倍晋三が総理大臣になつたとき、最初に言つたのが、「私の労働政策は人を動かすということだ」でした。これが評判が悪かつたので安倍首相は「失業なき労働移動」と言い換えました。しかし、言つているのは同じ意味です。つまり、「今の仕事から簡単に別の仕事に移す」ことができるということ、つまり簡単に解雇しやすいようにしよう、ということでした。それは「雇用の流動化」という言葉でも表現できるのですが、雇用は不安定化しますし、労働者を「モノ」として扱うことになります。これは労働者にメリットがあるの

では、安倍政権はそれをどう実行しているのでしょうか？これがあが安倍政権の労働政策の基本です。

まず、先程も述べました「労働者派遣法」を改悪しました。2回も3回も反対されて廃案になつたのです

が、最終的に、強行採決されました。これには派遣労働者がこのとき、最大限、抵抗しました。まさしく「私たちちはモノではない。人間らしく扱え」、「私たちにはこうした改悪を望んでいない」と「労働者派遣法の改悪」で、どんな仕事でも、どんな期間でも「派遣労働者」を使うことができる法律が変えられたからです。それまでの労働者派遣法は、「派遣労働者」というのは、臨時の、一時的な仕事に限られていて、ずっと同じ仕事を「使ません」というのが、大原則でした。例えば「2年でなくなりのプロジェクト」とか、「3年間限りの部署」とか、臨時の・一時的な仕事に派遣労働者を使つていなければなりません。

●派遣会社が賃金の30%をピンはね

ここで考えてほしいのは、派遣会社が派遣法改正で、某「○○スタッフ」など竹中平蔵がやつてある派遣会社とかがボロ儲けしているということです。派遣会社はなぜ儲かつているのか？労働者からどのように儲かっていますか？

年間でも同じ仕事に派遣労働者を使つていい」「――というふうに、労働者派遣法を改悪したのです。

なぜ派遣労働者が反対したかと言ふと、「いつまでも人を替えれば使えるとなれば、私たちは一生、派遣労働じやないか」という理由からです。派遣労働者は、毎日、国会前で声を上げました。安倍政権は、そうした声に耳を傾げることなく、「柔軟に働ける」「簡単に仕事に就くことができる」などという名目で、派遣法を改悪したのです。

いう専門的な仕事に労働者を派遣するという時代には、派遣会社が例えアナンサーを養成したり、機械設計者を勉強させたりして、そうした労働者を抱え、「技能をもつた労働者を派遣するから、手数料をもらいますよ」ということでした。

けれども今は、あらゆる仕事、いろんな仕事に労働者を派遣することができます。普通に「人を集め派遣する」ということだけで彼ら派遣会社は、派遣労働者に支払われるべき賃金の30%を超える「ピンはね」をることができます。普通に「人を集め派遣する」ということだけで彼ら派遣会社は、派遣労働者に支払われるべき賃金の30%を超える「ピンはね」をることができます。普通に「人を集め派遣する」ということだけで彼ら派遣会社は、派遣労働者に支払われるべき賃金の30%を超える「ピンはね」を

会社で正社員化を進める」とか言っています。改悪のときにも言つてました。「派遣ではたらくことによつて、はたらく人を増やして、正社員を派遣労働者の中では増やしていくのだ」と言つていました。「3～4年たつた人を正社員にしていくのだ」と政府は盛んに宣伝していました。

けれども、そんなことがある訳ありません。なぜか？ 派遣会社にとつて労働者は商品です。派遣労働者を右から左に動かし続けると、それが正社員になつてしまつたら儲けはなくなります。だから彼らがその商品を失うような正社員化を行うわけがありませ

は何かと言つと、「働き方改革」です。「戦後最大の労働基準法の改革だ」と安倍政権は言つていました。それは意味あつて、「最悪の」いう意味で「戦後最大」です。

どういうものがあつたか？ まず、「高度プロフェッショナル制度の導入」です。それを詳しく話す前に、「働き方改革」というのは、「なぜ必要だつたのか」ということを考えておきたい。

たつた人を正社員にしていくのだ」と政府は盛んに宣伝していました。

「働き方改革」はなぜ必要だつた？ 安倍政権は、以下のように言つていました。「働き方改革とは、最大の成長戦略である」——法案の目的の中で、こう書かれていました。「労働者が働きやすくなるため」とか「労働者が命を守るため」とか、ということではまったくなくして、「成長戦略」として位置づけられているのです。

彼らが「ピンはね」していいという理由はありません。だって彼らは仕事を生み出しませんから。安倍晋三は「派遣会社は仕事を生み出す」と言いましたが、派遣会社は全く仕事を生み出しません。彼らは何の事業もやつていませんからね。やつているのは「労働者を右から左に動かす」ことだけです。そういう派遣会社が仕事をやりやすいようにしたのが劣

でやつていた作業を3人にする」。こうすれば手つ取り早く生産性をあげられます。そういうことを、法の最大の目的に書き込んだのです。それが「働き方改革」です。

でも実際は、「働き方改革」というのは、「女性労働者」あるいは「高齢労働者」を労働市場に動員するためにやらねばならなかつた「改革」なのです。なぜならば、「少子高齢化」が進む中で、労働力人口が減少しているからです。このまま減少が続いてゆけば、日本のGDPは維持できなくなる、GDPを維持するためにも女性や高齢者にますます働いてもらわないといけない——という訳です。そのためこの法律が「必要」になつたのです。

でも安倍政権は正直にこのことを思っています。「生産性を向上させる成長戦略だ」というのです。私はあまり経済に詳しくないので、生産性をあげようと思つたらどうすればいいか？ 例えば、「これまで5人

● 年金だけでは食えない 高齢者の非正規が激増

言つていません。「過労死」が常態化する社会の中で女性は働けませんよ。最低賃金に近いような安い賃金で死ぬほど働かされるような社会に誰も参加しませんよ。それをなんと

② その後、安倍政権がやつたこと

■ 戦後最悪の「働き方 改革」

いう専門的な仕事に労働者を派遣するという時代には、派遣会社が例えアナンサーを養成したり、機械設計者を勉強させたりして、そうした労働者を抱え、「技能をもつた労働者を派遣するから、手数料をもらいますよ」ということでした。

派遣労働者というのは、彼らにとつては商品なのです。政府は、「派遣

かしようというが切実な理由だつたはずですが、「成長戦略」となつて風がかわつてしましました。

それで一つだけ、統計的なことをお話ししたいのですが、高齢者の労働市場への参加ということでいうと、例えば1991年、今から30年近く前ですが、65歳以上で非正規で働いていた人はどれくらいいたか? 47万人でした。これが、10年経つた2001年には83万人に増えました。

それが5年後の2006年には122万人です。では最新の数字2016年を見てみましょう。301万人です。この25年で6倍以上に増えています。

これは何を意味するか? 先程も述べたように、労働力人口が減る中で高齢者が仕事に駆り出されているということです。同時に、年金だけでは食えず、やむなく働いている高齢者がこれだけいるということであります。

もちろん、働くことは生き甲斐でもあるし、何歳になつても働きたいというのは当然あります。だからこの300万人の高齢者が、皆さん等しく悲しく不幸な人だと、私は言うつもりはありませんが、多くの人は、年金だけでは食えず、もう一度、体にムチ打つて働いているのだと思います。

これはある意味、年金問題で政府がこれだけ不祥事を重ねて年金に対する信頼性は地に落ちていますが、政府はあって、年金だけでは食えないようにして高齢者を労働市場に取り込んでいるというふう



熱弁ふるう演者

にしか見えません。キャリアを重ねてきた65歳以上の方が最低賃金に近い賃金で働いているわけです。それが現実です。

実は、あまり注目されていないの労働者は急増しています。今や65歳以上の高齢労働者の数は15歳~24歳の若年労働者の数を超えていました。15~24歳の非正規の労働者は現在、240万人です。高齢労働者は300万人を超えていましたから、この数を見ても「少子高齢化」というのがよくわかります。

こういう高齢者や女性を労働市場に取り込んでいくというのが「働き方改革」で、それがいま始まつた訳です。

●「働き方改革」で過労死はなくならない

「働き方改革」というネーミングは「いいイメージ」をもたせますが、例えば首相の安倍は、「過労死を撲滅するんだ」と言つて過労死した電通の高橋まつりさんのお母さんに会つて「もう過労死は二度と出さないようになります」などと言いました。

高橋まつりさんというのは電通に就職して1年目の、可愛らしい感じの女性でしたが、そういう方の遺族には安倍首相はすぐに会い、写真も公表して、「二度と過労死は……」などと宣言するのです。「あのように可憐で頭のいい娘を過労死に追い込むのはけしからん」、それと「正面から向き合う」と言つた安倍首相はすごい——、そういうTV画面で国民に首相の「いいイメージ」の「刷り込み」を安倍は行つたのです。でも、首相が会つた高橋まつりさんの母親が、最終的に、「働き方改革はヤメてくれ」「こんなのは改革でもなんでもない」と言つたのです。それが安倍政権の「働き方改革」の中身なのです。これは、高橋まつりさんの母親だけではなくて、NHKのディレクターだった人で32歳でなくなつた方の遺族、旦那さんや息子さんや愛する者を失つてきた人々が皆、「こんなので、過労死はなくならない」と、反対したのです。

政府はただ「働き方改革は重要だ」というムードをつくつていつただけでした。民間企業にも、「働き方改革は重要ですから実行してください」と言つて、「やらなきゃな」という

気にさせていきました。民間企業は高橋さんが働いていた電通への社会的な批判の高まりをみて、足が震えた訳です。「過労死を出せば、こんなに叩かれるんだ」と思つた訳です。

●過労死起きた企業名 さえ公表拒む厚労省

でも、過労死なんて、これまでいくらも起きている訳です。とんでもない例を、僕らはずっと書いてきました。昔から何百件もある訳です。

しかし政府はこれまで過労死を出した企業の名前さえ、公表していません。遺族が自分で公表して告発しない限り、過労死を出した企業は公表されません。厚労省は、過労死を出した企業を公表したり、指導したりといったことは、これっぽっちも考えてはいないということです。

私は厚労省に、「なぜ公表しないのか」、何度も質問しましたが、「企業名を出すメリットとデメリットを考えて公表しません」と厚労省はいいます。要するに「企業名を出せば、その企業が打撃をうけるから」というのです。でも、「メリット」というのはどういうものか？ ある人があ

る会社に就職しようとする時、その会社がかつて過労死を出した会社かどうかは、公表されなければわかれません。その情報は大事な情報です。その人がもし過労死になつた時、誰がどう責任をとつてくれるのでしょうか？ その情報は、国民にとって大事な情報でしょう。その企業はその後、過労死対策をとつているのかいないのか、そういう判断をするための情報を全く出さないのであります。

今回の「働き方改革」で政権は「過労死を撲滅する」とかなんとか、偉そうなことを言っていますが、過労死を起こした企業名の公表さえしようとしません。遺族はずっと「過労死を出した企業名を公表してください」と言っています。私も全く同感です。

でも、そういう内容は法案の中にももちろん入っていません。安倍は「過労死をなくします」などと口先で唱えるばかりです。

●「労働時間短縮」のウラで 起きている深刻な事態

今、いろんな企業の中で「労働時

間を減らせ」ということになつています。それはそれで「偉い」のです。でも皆さん、考えてください。労働時間を減らすのに何が必要か、どうかかりません。その情報は大事な情報です？もちろんムダな仕事を減らすのは重要なことです。

一つは、人です。人を増やすことで。例えば3人でやっている仕事を5人でやれば、1人あたりの労働時間は減ります。効率化とも関係しますが、仕事の量を見直すことです。30ある仕事を20にするというのもあります。今、ほとんどの企業は、「効率よくやりましょう」とは言いますが、仕事量の見直しも、増員もやりません。その中で「労働時間を減らせ」と言っているのです。

●残業超過で連帯責任、 全員ボーナス削減

一つ、〈B〉という建設会社の例をあげましょ。T Vコマーシャルに有名な俳優を起用している結構、有名な企業です。この企業は「労働時間短縮のために強い方針でのぞみます」と言って、各職場（課）ごとに10人ほど人がいるわけですが、各

課で「月80時間を超える残業を一人も出してはいけない」という立派な方針を出しました。1人（超過を）出すと「イエローカード」が出されます。2人になれば「レッドカード」です。レッドカードが出た場合、その課全体が「連帯責任」でボーナスを削減されるというペナルティを受けるのだというのです。おかしいであります。そこで職場で何が起きるか考えてみてください。「なあ、お前、何ノロノロ仕事してんだよ！ 会社で残業なんかするんじやないよ。お前が残業すれば、俺らのボーナス減らされるんだぞ！」――。ここで皆、仕事を持ち帰ったり、会社でできないものだから近くのファミレスで続きを仕事をやらなければならぬ、というのが大企業〈B〉の実態なのです。つまり、仕事は増え、残業自体はどんどん、「地下に潜つていく」訳です。残業すれば、上司と部下ではなくて、同僚・課員同士で相互監視が始まり、いがみ合いが起きるのです。

しかし、表面的には残業時間は減る。そうすると、会社の方は「素晴らしい」と思つたのです。でも、労働時間が減らせるのは、労働時間削減のためだ

らしい。残業時間はどんどん減つている。残業80時間を超えるものは1人もでていません」と自慢します。そこの自慢を簡単に信じたあるテレビ局は全国放送で「働き方改革に正面から取り組んでいる会社があります」と〈B〉を紹介した訳です。私はすぐそのテレビ局に「アホか!」とメールしました。

●「過労で生活破綻」の自殺相次ぐ

そうした中で最悪の過労死が起きている訳です。〈B〉の関東地区の支店で過労死が起きました。30代の若者が、自死しました。過労自殺です。その職場の仲間から私のところにメールが来て、取材に行つたのですが、ひと目見て、「過労死だな」ということがわかりました。何故かというと、もう、生活が破綻していたからです。家の中が足の踏み場もないくらい、脱ぎ散らかした服とか食べかけのカツラーメンとか、あらゆるゴミが部屋一面に積み重なつていて、「仕事によつて生活が破綻したな」ということがひと目でわからました。彼が自殺したのは昨年4

月でしたが、その前に何があつたかというと、〈B〉は何年も売上増を続けているらしく、その年も、売上を増やすために、6月に納入予定の建物（家）を「3月までに納入しない」と指示をして、「今年度の売上」に繰り入れさせようとした。そのため仕事が集中して生活が破綻し、過労死に追い込まれて行くわけです。

こういうのが実態としてあるわけです。「働き方改革」「労働時間短縮」の掛け声の裏で起きているのが、こうした現実なのです。

「働き方改革」の名のもとに、こうした労働者の過重労働が進んでいます。民間でも公務員でも進んでいます。新潟でも過重労働が原因で生活破綻し自殺した人がいました。新潟県教育委員会で起きた過労死事件です。40代の女性が職場で倒れて、そのまま亡くなりました。月に130~140時間という長時間、残業をやり過労死しました。

ある人から連絡が入り、彼女のパートにいったのですが、先程お話をしました。過労死で自死した青年の場合と同じく、生活が破綻した現場でした。衣服などで部屋は散らかつたま

月でしたが、その前に何があつたかというと、〈B〉は何年も売上増を続けているらしく、その年も、売上を増やすために、6月に納入予定の建物（家）を「3月までに納入しない」と指示をして、「今年度の売上」に繰り入れさせようとした。そのため仕事が集中して生活が破綻し、過労死に追い込まれて行くわけです。

一番ひどかつたのは、県教委はこの女性が障がいを持つていたことを隠していたことです。彼女は骨不全症という障がいがあつて身長が140cmほどでした。こうした女性に月130~140時間、残業させていたのです。障がい者には合理的な配慮が義務づけられているにもかかわらずです。彼女が障がい者だつたことを隠していたのです。県は最初は、両親が「隠してくれ」と言つていてから「プライバシーを考慮して公表しません」と言つっていました。それで私たちちは独自に入手した「障がい者だつた」という情報をもとに両親に会つて取材をし、両親を説得したうえで、彼女が「障がいを持つていた」ということを公表しました。

しかし、実は、県教委で過労死が起きたのは、この事件が2度目だったのです。13年前にも亡くなつた職員がいました。たまたまこの過労死事件が起きた前、13年前に起きた事件が起きた前、13年前に起きた事件の遺族・ご両親が私を訪ねてきて、実は、酷いことが県教委で起きていた。私の息子の労災が認められた。裁判もやつて県は過労死対策をやる、と言つてくれ、和解もしたのだけれども、どのような対策をとつたのか聞いても答えてくれない。おかしいでしょう。でも誰も取り上げてくれません」——というので、『毎日』は取り上げました。

私は県と大喧嘩しました。県は「ずいぶんな対策をとつています。ご両親に理解いただけるよう努力します」

のでした。彼女がその仕事につく前は3人でやつていたのです。それをた訳です。それで残業が増えて自殺に追い込まれた訳です。障がい者に対する何の配慮もなく、ですよ。なのに県は彼女の死の原因を、公表しない「障がい」にしようとした訳です。そういう言い訳をしようとした。

と言つたのですが、国が「過労死対策をやれ」といった書類をそのまま両親に読んだだけでした。県として何をしたのか、一切言わないので。それで私たちは、それを取り上げ記事にしました。ご両親は取り上げてもらつて少し県の態度が変わつたと感じたと言つた2ヶ月後に、新たな過労死事件が起きたのです。ご両親の懸念はあたつていたのです。県教委は何もしなかつた。これが長時間労働に対する使用者の、「一般的な態度・現状なのです。

■究極の過労死引き起こす
「高プロ」制、労働時間の
「上限規制」■

こうした現状を「どう変えていくのか」というのが「働き方改革」の出発点のはずなのですが、政府が出した「働き方改革」というのが何だったのかと言うと、長時間労働を引き起こす「高度プロフェッショナル制度」（高プロ制度）と労働時間の「上限規制」でした。

その「高プロ制度」とは何か？ 専門的な仕事をしていて、高収入（年収1075万円以上）の労働者を、

「時間規制」から除外するという制度です。この制度についてはいろいろ言わせていました。政府は「柔軟な働き方が可能になる、自由に働く制度で、生産性も上がるのだ」と言つていました。この制度でみなさんが覚えておくべきことは、たつた一つです。「労働時間規制からの除外」唯一つです。これがこの法律の本質です。これしかないです。

●「労働時間規制」撤廃を合法化する「高プロ」制

では、この「労働時間規制」とは何か？ 「1日8時間」、「1週間40時間」、「夜間労働には夜間割増賃金が必要」、「休日労働には休日割増が必要」——といったことです。この規制を除外するのです。

労働時間規制といふものは何のためにあつたのでしょうか？ 労働者が健康に働けるため、労働力の再生産ができるように、1日8時間以上働かせない——そういうルールなのです。労働者を守るルールなのです。その労働者を守るルールから除外される、「あなたは関係ないですよ」

1日8時間、週40時間などの「労働時間規制」から除外するという制度です。この制度についてはいろいろ言わせていました。政府は「柔軟な働き方が可能になる、自由に働く制度で、生産性も上がるのだ」と言つていました。この制度でみなさんが覚えておくべきことは、たつた一つです。「労働時間規制からの除外」唯一つです。これがこの法律の本質です。これしかないです。

というのが、この制度なのです。「自由な働き方」ではなく「規制緩和の自由」が行われたのです。「あなたは安倍内閣が言う通りのことを書いています。

『毎日』は「労働時間規制から除外される制度」と本質どおりのことを行いました。この制度でみなさんが覚えておくべきことは、たつた一つです。「労働時間規制からの除外」唯一つです。これがこの法律の本質です。これしかないです。

考えてみてください。1日8時間、週40時間の労働時間規制がない、つまり、「残業」という概念がなくなるのです。8時間規制があるから「8時間を超えるは残業」なのですが、その規制がなくなる訳ですから、何時間でも働け、という訳です。

これまでだと、8時間を超えて働かせる場合は、会社は労働側と「36協定」（さぶろくぎょうてい）を結ばなければいけませんでした。36協定を結ばずに残業させているところもありますが、それは法律違反なのです。高プロ制度の対象になつた労働者は、例えば「80 km/h」の速度制限を外した高速道路を走らされているようなもので。彼を守るもの何もありません。160キロ、170キロで飛んでいいということです。それを政府は「自由な働き方」、あるいは『読売』『日経』『産経』などは、「脱時間給制度」＝「時間

に縛られない働き方」、「成果主義賃金」などと言っています。この3紙は安倍内閣が言う通りのことを書いています。

『毎日』は「労働時間規制から除外される制度」と本質どおりのことを行いました。この制度でみなさんが覚えておくべきことは、たつた一つです。「労働時間規制からの除外」唯一つです。これがこの法律の本質です。これしかないです。

考えてみてください。1日8時間、週40時間の労働時間規制がない、つまり、「残業」という概念がなくなるのです。8時間規制があるから「8時間を超えるは残業」なのですが、その規制がなくなる訳ですから、何時間でも働け、という訳です。

これまでだと、8時間を超えて働かせる場合は、会社は労働側と「36協定」（さぶろくぎょうてい）を結ばなければいけませんでした。36協定を結ばずに残業させているところもありますが、それは法律違反なのです。高プロ制度の対象になつた労働者は、例えば「80 km/h」の速度制限を外した高速道路を走らされているようなもので。彼を守るもの何もありません。160キロ、170キロで飛んでいいということです。それを政府は「自由な働き方」、あるいは『読売』『日経』『産経』などは、「脱時間給制度」＝「時間

の26日間は24時間働け」という命令が法律違反にならない訳です。ということは、それを実行しても良い、間働くか決まつていらい労働協約を結ばれるということなのです。「白紙の労働契約」です。例えば、私は一応「午前9時に出社し1時間の休憩をはさんで午後6時に退社、7時間50分働く」という契約書になっています。それは、1日8時間以上の労働が禁じられているから、そういう契約になるのです。でも、この制度の対象者になつた人は、そんな所定労働時間を書いていない労働契約を結ばないといけないのです。

●「高給」奴隸契約書締結させる「高プロ」制

「高給奴隸契約書」です。今のところは、「1075万円」という括りがありますからね。けれどももう法律ができてしましましたから、今後は「そんなの関係ない」というのがでてきても不思議ではありません。「1075万円といつた額は私には関係ないわ」「そんな対象者は少な

いだろう」と思つても、経済状況が変わつて「年収500万にしてください」と言われたら、今日の出席者の6~7割は(税込みですか)対象者になるでしょう。この「500万」を「400万」にでもできるのです。もつと言えば、「非正規以外の正規労働者はみな対象者だ」といつたことも可能なのです。「正社員の残業がなくなる」という制度だからです。以前、「残業代ゼロ」法案と言われましたが、もちろん残業代は出ないので、「残業」という概念そのものが正社員からなくなつてしまふという、恐ろしい制度なのです。

先程私は「1075万円」が「500万円」「400万円」となる可能性があると言いました。「そんなことはないだろ」と思われる方も多いと思います。けれども、最初に触れた労働者派遣法にしても、対象

になりますよ。
この酷い制度はしかし、強行採決されてしまいました。であれば、労働組合は今まさに力を発揮すべきです。あつという間に皆さんの生活に直接関わる事態になつてきますよ。あつという間にですよ。だから、早いうちに潰さないとけません。「1075万円」を「500万円」にするのに、国会の決議はいりませんからね。厚労省が決めていいのですから。もちろん、厚労省の中の「労働政策審議会」という場で審議はされますが、国会審議もなくできてしまうのです。派遣法だつて、法改正することなく業種拡大はできなかつたのにですよ。

●「過労死1秒前まで働かせてOK」の「上限規制」

「高給奴隸契約書」です。今のところは、「1075万円」という括りがありますからね。けれどももう法律ができてしましましたから、今後は「そんなの関係ない」というのがでてきても不思議ではありません。「1075万円といつた額は私には関係ないわ」「そんな対象者は少な

なりますよ。

この酷い制度はしかし、強行採決されてしまいました。であれば、労働組合は今まさに力を発揮すべきです。あつという間に皆さんの生活に直接関わる事態になつてきますよ。あつという間にですよ。だから、早いうちに潰さないとけません。

しかし、「単月100時間」「複数月80時間」というのは「過労死ライン」です。要するに、「単月で99時間59分59秒まで残業させていいよ」という制度です。「過労死1秒前まで働かせていい」という「上限規制」で働かせていい」のです。

これを「ないよりマシ」「これまでなかつたじゃないか」「200時間、300時間といつてしたものもいたのだから」という人も労働側にいました。しかし、これは企業側に誤ったメッセージを送ることになります。「99時間59分59秒まで残業させてもいいんだ」というメッセージなのです。現に、「36協定」の特別協定で「月75時間」という残業を認めさせている企業が、この「上限規制」を受けて、協定を「99時間」に切り替えたという事例も実際にでてきているのです。明らかに誤ったメッセージを作りました。これも法律が通つた

月100時間未満、「複数月で80時間未満」です。この時間内なら残業させても良い、ということになつたのです。

しかし、「単月100時間」「複数月80時間」というのは「過労死ライン」です。要するに、「単月で99時間59分59秒まで残業させていいよ」という制度です。「過労死1秒前まで働かせていい」という「上限規制」で働かせていい」のです。

先程、「残業規制」は労働者の命を守るためのものだと言いましたが、詳しく述べていくと、残業というものに対しても25%の割増賃金を払わなければいけません。それで「こんなにたくさんの方で労働者を守るのです。だから、『上限規制』というのは労働時間の時間数で絶対越えてはならないラインを設定することで長時間労働を防ぐわけですから、「労働者の命を守る時間での規制」でなければダメなのです。「99時間59分59秒」などもつての外です。だつて70～80時間で過労死が認められている例が、すでにたくさんあるのですから。例えば医療現場の看護師さんとか医療労働者など、過重な労働の中では60時間でも過労死が認められています。

●「同一労働、同一賃金」、差別の挙証責任は労働者に

時間がなくなつてきました。「同一労働、同一賃金」の話に進みます。「同一労働 同一賃金」の原則が機能するには、やはり労働組合の働き

きが大きい。今の、国が示したガイドラインでそれが実現できるかといえば、限りなく厳しいだろうなと思います。労働組合が無いところではまず、絶対無理です。労組が長い間闘つて取れるかな、というギリギリのところですね。何故かと言うと、「私は同じ労働しているのに正規労働者と同じ賃金をもらっていない」と非正規労働者が思ったときにどうするかといえば、経済産業省は「裁判を起こしてください」というのですね。「そのためにガイドラインをつくつたのですから、それを利用して裁判を起こし、それに勝つて判例を作つてください。それで同一労働、同一賃金に近づいていくのです」とね。

けれども、かれら経産省の役人は、労働者が賃金裁判をやるのがどれほど大変なことかということを、全くわかつていません。そのため労働者は何をしなければいけないか？ 例えば、まず、賃金台帳がどうなっているのか、あるいは正社員の賃金はどうなっているのか、正社員あるいは自分の賃金台帳はあるのか、そういう会社しか持っていない資料を全部出して立証しなければならない

かりますか？ そういうことが全部、わかれで。裁判をやらないと、裁判にならないのです。だから、賃金裁判というのは、会社側が圧倒的に資料を持つていて立証も有利なのです。だから労働者側はほとんど勝てません。よほどあからさまな差別であれば勝つ場合もありますが、立証が難しいのです。

だから、経産省が言うように「差別しちゃいけないと」というガイドラインがあるから、それを使って裁判を起こしてくれ」というなら、最低限必要なのが「立証責任の転換」です。これを労働組合は求めるべきだと思います。

要するに、労働者が「俺の賃金、おかしい。会社が絶対間違っている。差別している」と訴えた時、これまで訴えた労働者側が証拠をそろえて「おかしい」と立証しなければいけなかつたのですが、それを逆転して、労働者に訴えられたら、訴えられた会社側が「いや、差別していませんよ、おかしくないですよ。これこれこういう理由です」と立証しなければならない——立証責任の転換を実現すればいいんですよ。そうす

こうした挙証責任の転換を実現で
きたら、「同一労働、同一賃金」を
実現してゆくことも可能かと思いま
すが、質問してみた経産省は「挙証
責任の転換は考えておりません」と
の答えです。つまり「労働者が死ぬ
気になつて裁判やつて、自分で勝ち
取つてくれ」「こちらの知つたこつ
ちやない」という訳です。だから労
組は、この問題は、腰を据えて闘つ
ていかないと本当に大変なことにな
るなと思います。

13 反戦情報 2018.9.15 No.408

憲法からみた公文書管理

永山茂樹

●はじめに——公文書改竄・隠蔽問題の噴出

公文書の改竄や隠蔽や廃棄問題が、あいつで起きている。

近いところでも、①憲法九条解釈変更の過程で議事録を作成しなかつたこと（内閣法制局）からはじまり、②原発の

安全性に関する文書隠蔽（原子力規制委員会）、③TPP交渉過程にかかる文書

隠蔽（内閣）、④自衛隊イラク日報や南ステーランPKO日報の廃棄・隠蔽（防衛省）、⑤森友学園への国有地売却をめぐる文書改竄・廃棄（財務・国土交通省）、

⑥加計学園獣医学部の設置認可過程における文書改竄（愛媛県今治市）、⑦働き方改革法案をめぐるデータの誤り（厚生労働省）、⑧障がい者雇用実績の水増し（農林水産・総務・国交省など）、⑨旧優生保護法による強制不妊の文書隠蔽（自治体）と、つづいている。

本稿では、こういうことがいまなぜ噴出するのか、またそれは憲法上でどういう意味をもつていいか、といったことをかんがえてみたい。

●文書主義なき官僚制？

官僚制が発達するのは、世界史的には、君主の権力が拡大する絶



対君主制以降のことだ。官僚制（ビューコクラティ）という単語が誕生したのは、十八世紀初頭のフランス、すなわちルイ十四世の時代のことだといわれる。

江戸時代の日本も、同じように官僚制が発達した。たとえば年貢に関する行政は勘定奉行とその配下が、裁判に関する行政は町奉行とその配下が、といったぐあいである。

この官僚制にとつて重要なのが文書主義だ。

文書主義とは、①決定したことはすべて文書にする、②決定にいたる過程も可能なかぎり文書にする、③文書は一定の書式にしたがつて作成される、④文書によらなければ権力は行使できない、⑤文書は定められた期間・場所・形で保管する、といったことの総体だ。文書主義には、官僚の任務と責任を明確にするという責任明確化の効果と、合理的・効率的な行政執行を可能するという合理化・効率化の効果がある。

つまり（君主とかぎられた側近の力だけで統治できる小国はべつとして）、それなりの国家を統治しようとするなら、

官僚制と文書主義を必然的に採用しなければならなかつたといえる。

ヨーロッパではたいていの国に公文書館（アーカイブ）が設置され、そこでは法律・税・財政・外交などに関する文書が網羅的に収集・保管されている。江戸時代の日本では、公文書館こそつくられなかつたが、それでも江戸城のなかには紅葉山蔵などの書庫がおかれた。

江戸時代末にヨーロッパを訪れた福沢諭吉は、帰国してから、図書館（ビブリオテーキ）の必要性を説いた。明治初年の岩倉使節団報告書には、ヴェネツィアの公文書館の汎牛充棟ぶりが描かれている。お雇い異国人だったロエスレルは、公文書管理の手法を明治政府に伝えた。しかし文書を管理することは、明治維新のときに「発見」されたものではない。江戸の官僚もやつていたことだつた。

役所で、行政上の重要な情報が改竄されたり、隠蔽されたり、かつてに廃棄されたりしている。つまり日本の官僚制のかで、文書主義がないがしろにされたりする。このような「文書主義なき官僚制」なく、個々の大臣によっておこなわれたは、行政のあり方をゆがめるだろう。

●憲法からみた官僚制と公文書管理

憲法は国家権力行使の方法をさだめる。官僚制・公文書管理も、憲法によつて、基本的な枠組みがさだめられることになる。そこでつぎに、大日本帝国憲法（以下、明治憲法）と日本国憲法における官僚制・文書主義の枠組みをみるとしよう。

(1) 官僚制 欧米列強に負けじと、明治政府は「上からの近代化」を急速にすすめた。これは、国家と官僚制に二つの刻印をうつことになった。一つは、憲法を頂点とする国家のなかで、ひとびとのために、法律にもとづく行政（法政行政）を遂行する近代的官僚である。また他方は、天皇を頂点とした国家のなかで、天皇のために、議会のおよばない権力を行使する前近代的官僚である。すなわち、

①天皇は主権者として（一条）、統治権を総揽し（四条）、陸海軍を統帥した（二条）。こういった統治を個別に輔弼

するのが國務大臣であった（五五条）。この輔弼は内閣という組織体としてではなく、個々の大臣によっておこなわれた（個別の輔弼主義）。

②天皇は官吏（官僚）制度をさだめ、任免する（二〇条）。これは天皇大権（それぞれ官制大権、任免大権）というに属し、帝国議会は関与できない。ただし公務就任に「均々」を強調し、身分による差別を排した点は、江戸時代との大きな違いである（一九条）。日本国憲法のばかりに、内閣の権能として「法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること」（七三条四号）とあり、そこには法律主義がおよぶ点が異なる。

③官吏（官僚）は、天皇のためにたらく。官吏服務規律（現在の国家公務員法に相当する）一条では、官吏は「天皇及び天皇の政府に忠実であることを第一」とし、法律命令にしたがい、おのれの職務をつくさなければならぬとさだめた。「忠節を盡「ツク」すを本分とす」（軍人勅諭）る軍人のばあいも同様である。

④国民（もちろん、憲法上の表現は「臣民」である）は国家権力（主権）の客体であつて、行使の主体ではない。また臣民には「言論の自由」（二九条）があつたが、それはもっぱら「国家から抑制を受けないこと」の保障とかんがえられていた（消極的自由）。もちろん「知る権利」や「情報開示請求権」のような積極的自

由の考え方は、憲法上も法律上も存在しなかつた。

(2) 公文書管理 こういつた国家と官僚制の諸特徴は、公文書の作成管理の特徴につながつてゐる。

第一に、天皇（國家）と官僚との関係においてである。日本国憲法下の公務員は「全体の奉仕者」と位置づけられる（二五条二項）が、明治憲法下ではそうではない。官僚も軍人も、天皇に忠誠をつくさなければならない。

文書の作成管理も例外ではない。文書主義は責任を明確にするときのべたが、その責任の相手方は国民（臣民）ではなく、天皇である。また文書主義は合

理的・効率的な統治につながるとものべたが、それは明治憲法下では、天皇制にとつての合理性・効率性だった。

第二に、行政と立法との関係においてである。日本国憲法下で、立法府（国会）は国權の最高機関として、内閣不信任の議決権や国政調査権をつかい、内閣の責任を追及する。それに比べ、明治憲法下の行政は、議会から独立度が強かつた。

●問題の背景

このことは公文書の管理にもあてはまる。議院法は「各議院ヨリ審査ノ為ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ渉ルモノヲ除外外其ノ求ニ応スヘシ」（七四条）と、議会の

文書提出請求権を限定的に規定した。じつさい、衆議院議決で参考文書の提出を政府にもとめたが、政府が秘密に渉るとして要求に応じなかつたことがある。これは、現在の国政調査制度にもあてはまる問題である。

第三に、国家と国民（臣民）との関係

においてである。日本国憲法において、国民は主権者で、政治的決定権をもつ。公文書は国民に帰属し、国民はそれをみて政治的意見決定をおこなう。しかし明治憲法では、そうではなかつた。

主権も「知る権利」もない臣民に、そもそも公文書をみせる必要などあるだろうか。むしろ軍事や外交の情報を臣民にかくすことこそ、強力な権威主義・軍事

主義国家の理想であつた。国は軍機保護法（一九三七年）、国防保安法（一九四一年）など、ひとびとをスパイ扱いする法律をつくり、情報をかくした。

明治憲法下にも文書主義はあつた。しかし外見的立憲主義の憲法という制約下では、絶対主義的官僚制に適合的なものにとどまつていたのだ。

明治憲法から日本国憲法へと国家統治の原理が転換した。このことをうけて、官僚制は絶対主義的官僚制から民主主義的官僚制へと、また公文書管理における

文書主義は「天皇のための文書主義」から「国民のための文書主義」へと転換しなければならないはずだった。現在おきている諸問題の背景には、第一に、そういった原理的転換が法制度と運用のうえに反映していない、つまり憲法理念と現実のあいだのギャップが放置されていることがある。

いために、明治憲法下でつかわれた代表的な行政法の教科書と、現在つかれている代表的な行政法の教科書をひらぎ、公務員（官吏）の義務について書かれたページを比べてみよう。そうすると、いずれにも同じことが書かれていることにおどろかされる。公務員が負う義務の一つ「職務上知りえた秘密の守秘」はどうか。天皇制国家における秘密守秘は、民主権国家におけるそれと、秘密とされるべき情報内容においても、秘密守秘義務の限界においても、まったくことなる。だから一九四六年、この部分は全面的に書き改めなければならなかつたはずだが、そうならない。

第二の背景は、前世紀末から支配的になった新自由主義である。市場価値のみをもつてすべてを評価しようとするなかで、将来のひとびとにたいする前倒し的な説明責任＝文書を残す義務は、今現在の権力のまえに一蹴されてしまう。

このことは自民党・憲法改正草案がきわめて懷古主義的に書かれていること

（たとえば前文では「長い歴史と固有の文化」「良き伝統」といった言葉がちりばめられていること）と、あきらかに矛盾している。政府にとって都合の悪い「歴史」「文化」「伝統」は、偽造隠蔽の対象になるのだ。

第三の背景は、安倍政権下の官僚が合理性・効率性を犠牲にしてでも、官邸を「忖度」する（せざるをえない）という問題である。

これは安倍政治が、事実をないがしろにしたフェイクの政治を強引にすすめることから生じている。また制度的には、内閣人事局も設置された（二〇一四年）ことがおおきい。官僚人事は、それまでの各省官僚が実質的に決定権をもつくりみから、官邸が官僚人事をダイレクトに決定するしくみに改められた。その結果、官邸にたいする官僚の「忖度」の度合いが強まっているといわれる。

つまり昨今の文書偽造・隠蔽問題は、①戦後の官僚制における理念と実態の乖離、という長期的な問題、②新自由主義のもとでの将来にたいする説明責任から解消という中期的な問題、③安倍政権の解除という短期的な問題、以下のフェイクの政治という短期的な問題の結果とみることができる。したがって「国民のための文書主義」を実現しようとするなら、これら三つの課題に取り組むなくてはならないのだ。

●おわりに——「文書主義なき官僚制」の先に何があるか

最後に、アジア太平洋戦争の末期、公文書管理体制に何がおきたかをみておこう。第一に戦災で外務省・司法省など多くの役所が空襲をうけ、公文書が焼失した。第二に紙の不足である。決戦非常措置要綱（一九四四年二月）は、保有物資の積極的な活用供出をはかるため、官公署の物資の保存年限等を極度に短縮することをもとめた。そして、①保存文書に徹底的に再検討をくわえ、真に必要なもの以外はすべて廃棄すること、②文書保存に関する規定は必要に応じてみやかに改正すること、③廃棄文書は印刷局に回付して再生紙の原料とすることがきめられた。資源問題が文書管理体制の崩壊につながることがわかる。

第三に戦争犯罪の隠蔽である。ボツダム宣言十一条は、「捕虜虐待を含む一切の戦争犯罪人は处罚されるべきである」とした。日本側はこれをおそれ、公文書にガソリンをかけてもやした。宮内省「機密書類ノ焼却ノ件」（一九四五年八月十八日）は機密書類の焼却を命令した。外務省「文書処理方針」（同七日）は記録文書の焼却をきめた。内務省での焼却は、故・奥野誠亮（敗戦時、内務省事務官。のちの法務大臣）も証言

している。

陸軍の焼却命令は国内外の部隊につたえられた。海軍のばあい、命令じたいがこつていながら、陸軍と同じだつたと、歴史家は推定している。こうして敗戦後の数日間、各地では、公文書をもやした煙が立ちのぼつた。小説家の高見順が「黒い灰が空に舞つて、紙を焼いているにちがいない」と八月十六日の日記に書いたことは、よく知られている。

第四に、根底にある前近代的官僚制の限界である。

文書は国民の財産で、それは国民にみせなければならないという発想が欠けていた。そのことが焚書という野蛮なおこないにつながつてゐる。同時代的には民主主義の不可能、将来的には次世代へ歴史を継承しない意識、である。

こういったことがかきなつてアジア太平洋戦争の末期、大量の公文書がうしなわれたり、所在がわからなくなつた。だから歴史の事実をしらべようにも史料がみつからないことがある。たとえば南京事件で、日本政府と軍は何を知つていたのか、現地に何を指示したのか、何人が殺されたのかといったことがわからない。

これが「文書主義なき官僚制」の先におこることである。

学術研究への草の根からの攻撃

野葉茂

一般の人々にはあまり知られていない大学への干渉が、下からの運動を煽動する形で始まっている。これは「21世紀の天皇機関説事件」ともいう人があるのだが、今のところ煽動者である『産経新聞』のほかはアナログメディアではほとんど意識されていない。また、一般市民レベルに話が広がるのを待っていたら、事態は急速に悪い方向に行くだろう。学術研究への国費支出を、そのまま学術研究の自由放棄にもつていかせる動きだからである。

「科学研究費」（通称・科研費）という言葉を聞いたことがあるのは、大学教員以外はあまりいないはずである。大学等で研究予算は、じり貧に近い形で削減されてしまつた。そのような金は「外部経費」で稼いで来いというわけである。その「外部経費」で最も注目されるのはこの科学研究費である（これ以外にも各種の研究助成金や、民間の研究助成もある）。文部科学省と、独立行政法人日本学術振興会がかかるものである。予算は国費である。文系・理系それぞれ、領域に応

じて研究計画書を出し、これを専門家が数段階に分けて審査し、採択された研究計画には金額を査定して交付する。総額は2017年度で2200億円ほど、採択率は毎年2割ほどである。筆者は「一度も当たつたことがない」という輝かしい研究者である。これが受け取れるかどうかで、学者のランク分けをしたり勤務評定にかかわったりすることもある。金

がとれない研究はダメな研究なのだ。これがメディアで騒がれるのは、これまでたいてい「経費の不正」にかかわるときであつた。あるいは自然科学研究をやつた、などであつた。これらのことでは研究成果が出ず焦つたあまり研究不正を防ぐために、科学研究費は各年度の審査委員を翌年度に公開し、だれのやつたどのような研究計画にいくらの資金を提供したか、そしてその研究成果はどうなつたかをすべて公開するようにしている。「KAKEN」というサイトを調べればすぐに分かる。まさかこのシステム

が、研究者への攻撃に使われるとは予期していなかつた。

『産経新聞』が2017年12月、以前からやつてはいる「歴史戦」キヤンペーンの一環として「徴用工」に注がれる科研費と題する記事を掲載した。彼らが「反日研究」と考えている、朝鮮人徴用工問題や従軍慰安婦問題の研究をしている学者に科学研究費が出されていることをかぎつけたのである。徐勝氏（立命館大学特任教授）がこの記事では取り上げられたが、すぐにその他の研究者（代表格は法政大学教授山口二郎氏）も叩かれてことになった。

この動きはすぐに政治と連動した。「男女平等などは妄想」「生産性のないものは税金をつぎ込むな」と名言を連発する中国地方の偉大な政治家杉田水脈衆議院議員が、今年2月26日の衆院予算委員会でこの問題を取り上げたのである。そこでは、徴用工問題についての研究（具体的に研究者の氏名も挙げている）に対しても「今、慰安婦問題の次に徴用工の問題というのは非常に反日のプロパガンダと

して世界に情報がばらまかれておりまして、昨年は『軍艦島』というような本当にうそだらけの映画が韓国で公開されまして、そういうことがある中で、そのところに、日本の科研費で研究が行われている研究の人たちが、その韓国人たちと手を組んでやつていて、「外国人の宣伝に手を貸すうそつき」扱いした発言は国会議事録のサイトで読める。挙句の果て、「最近は、外務省の方がこういつた日本の真実のことを発信するのに前向きな動きになつてきているんですけども、文部科学省の方がこれを後ろから弾を撃つてはいるみたいなものではないか」と、文科省は国策に反しているといわんばかりの噛みつき方をした。林芳正文科大臣は「この報道された研究課題についても、これは仕組みの話でございますが、複数名の審査委員で複数段階にわたる審査を行つております、研究課題の採択自体は公正に行われているもの、された

ものと承知をしております」と答えてはいたが、これで問題は収まらなかつた。

産経新聞は、その後も『正論』誌を使つて、大学攻撃を始めた。併せて文系研究者を、「偏向」という右翼の殺し文句で

憲法が保障する議会での言論の自由を楯に、政治家が学者に「嘘つき」呼ばわりをしたという事実は重たい。

文科省からの助成金を受けられるようになるための不正が疑われるものもあつた（以前にも早稲田大学が、文科省の元官

いる人には来ない」という素晴らしい大発見も科研費の産物であることを知れば、確かに科研費は公正に審査されている、のではあるが。

杉田水脈氏や有象無象はどうでもいい。彼らはいずれ用済みにされる。問題は、この打撃は長期間持続するということだ。反体制的な研究に居場所を与えるな、という主張が通れば、まさに21世紀の国体明徴運動となるだろう。国家権力が何も手を出さなくとも「こんな研究をすると叩かれる」と研究者や言論人を委縮させればよい。歴史は、天皇機関説事件が、右翼の「帝国大学肅正運動」とあいまつて、全国的な大学人のバージに発展したことを教える。

僚を補助金がらみで雇っていた疑惑が出たことがある)。文科省は情実で補助金を動かしている、などという単純な話へと流されていつたら科研費の問題も出てくるだろうからである。山口二郎氏が叩かれたのも、ツイッターで「科研費で好きにやらせてもらった」旨のことを書きて言葉尻をとられたのが最初だつたと記憶する。「自分の政治運動に科研費を流用している」とやられたのである。

また、以前からネット世界では、「科研費コネ説」が底流として存在する。学研究費が特定の学閥や特定学会のメンバーに有利に流されている、というものの

いわれる『W i l l』誌の6月号でも経済評論家と自称する人物と対談していた。杉田氏は科研費問題ではいまだに意気軒高、『正論』9月号で対談している。相手になつたのは産経新聞の田北真樹子記者だが、田北氏も「国連から言われる」と取れるような発言をしたというだけで、いやがらせにさらされた（2018年6月）。この監督は、以前に文化庁の助成金を受けていたことがあつたからである。

き放題なことを述べている。自分が反撃され始めた杉田氏は「自分は事実を指摘しただけだ」などと居直つたが、かりそめにも国会で、人の研究に対して「反日プロパガンダ」「後ろから弾を撃つ」「これは全くのたらめですよね」と言うのはどう考えても一定の価値判断がある。

今のところこのような動きに対しても、世論の反応はほとんどない。一般市民には科学者への政府助成金など関係ないからである。しかし、このところの文部科学省をめぐる不正などの報道を見ていて、この「科研費攻撃」と運動したら怖い。特に、東京医科大学不正入試の場合、

うな井の中の蛙以外はたいてい学会内の師弟関係を知っている。もしも、この点を衝かれるような事例が騒がれれば、一気に学界の大肅清に発展する危険性もある（不気味な陰謀論的相関図を得意とする中宮崇氏などが喜んで出てきそうである）。もとより、「放射能はニコニコして

ことは期待できない。金をもらうことは
払い主に縛られる、という原理原則を、
もう一度よくかみしめておくべきである。
払い主が自分たちの研究成果に好意的で
ない政府であれば、特に、外部資金を稼
げざるダメ研究者からの一言、聞くも聞
かぬも読者次第。

「日本教科書」大惨敗、「教育出版」上昇、大阪2社ゼロ

—2018年の中学校道徳教科書採択終わる—

伊賀正浩

7月中旬以降、全国各地で来年度から使う中学校道徳教科書を採択する教育委員会会議が行われた。今年の道徳教科書採択は、安倍政権が強行した道徳教科化の具体化であり、中学校では戦後初めてである。文部科学省の検定に合格した中学道徳教科書は8社。その中に日本教科書株式会社(以下「日本教科書」)がある。

「日本教科書」は、日本教育再生機構の理事長である八木秀次氏が代表取締役となつてつくった会社であり、現在は嫌韓本やヘイト本を多数出版している普遊社の会長である武田義輝氏が代表を務めている。今年の教科書運動の最大の目標は、この「日本教科書」と日本会議系学者が編著者に名前を連ねる「教育出版」(この2社の教科書の問題点は本誌No.405参照)を全国と大阪で徹底的に不採択に追い込むことであった。

9月10日現在、全国約72%の採択地区で結果が明らかになり、各社の採択地区数は、東京書籍142、日本文教121、光村図書71、教育出版33、学研教育みらい23、廣済堂あかつき21、学校図書8、日本教科書2となつていて。

●「日本教科書」採択は大田原市と小松市だけ

育鵬社中学校歴史・公民教科書を

採択していた神奈川県横浜市では、

教育委員会会議の傍聴に約350名

の市民が集まり採択結果を見守り続

けた。審議の後、教育委員による無

記名投票が行われ、東京書籍3票、

光村図書1票、学研みらい1票、日本教科書1票となり、2回目の投票

で東京書籍となつたのである。「日本教科書」を支持した教育委員が1名いたが、危険な2社を不採択に追い

込んだのは市民の力と言えるだろう。

同じ育鵬社教科書を採択した同県藤沢市でも、138名が採択会場にかけつけた。教育委員会会議では、学校市内19校の中学校での調査研究の結果や保護者・市民アンケートを踏まえて、光村図書、東京書籍、学研み

らいが推薦され、審議を通じて光村図書に決まった。教育長は、学校現場の意見を尊重したことを強調した。また、育鵬社の教科書を採択し、小学校道徳でも「教育出版」を採択していた東京都武藏村山市では、光村図書を採択した。同じように小学校で「教育出版」を採択した、さいたま市や沖縄県那覇市でも「教育出版」を不採択とした。粘り強い運動の成果である。

7月20日、2005年に公立学校で初めて「新しい歴史教科書をつくる会」教科書(扶桑社版)を採択し

た栃木県大田原市は「日本教科書」を初めて採択した。選定委員会からは、日本教科書と日本文教が「推薦」されていた。驚くべきことは、学校から日本教科書の希望が多かつたとのことである。市長の津久井富雄氏は「教育再生首長会議」のメンバーだ。さらに「日本教科書」の監修者である白木みどり氏の地元・石川県小松市も「日本教科書」を採択した。八木秀次氏は、安倍応援団の「教育再生首長会議」を利用して、首長の政治圧力によつて「日本教科書」を採択させようとしていた。しかし、市民による情報公開によつて「首長会議」の結成から運営に八木氏と日本教育再生機構が中心的に関わり、昨年以降は「首長会議」が「日本教科書」の宣伝・営業の場となつていてことが暴露された。自治体の公費を会費とする「首長会議」が日本教

育再生機構を財政的に支援していたことも大きくマスコミに取り上げられた。採択期間中のこれらは暴露が、「日本教科書」側への決定的な打撃となつたことは間違いない。8月20日に「日本教科書」は、債権者に資本金をゼロに減額するとの「公告」を行つた。経営の根幹を揺るがす事態に陥つてゐる可能性が高い。「日本教科書」は大惨敗であった。

●「教育出版」の採択率が上昇傾向

「日本教科書」惨敗の裏で、深刻な事態が進行している。「教育出版」の採択率が昨年の小学校と比べて1・5倍程度に伸び、シェアでも4番手に上昇することが確実である。

名古屋市教委は、昨年の小学校に引き続き「教育出版」を採択した。教育委員会会議では、5名中3名の教育委員が「教育出版」を支持した。ここでも、教育現場の意見は教育出版227票、光村図書173票となつていた。愛知県では名古屋市だけでなく、知多、尾張東部、尾張西部の3地区でも同教科書を採択した。

東京都教委が採択を行う都立中高一貫校・特別支援学校中学部の採択

では、中高一貫校2校と特別支援学校1校で「教育出版」が採択された。しかも、中高一貫校では、10校中7

校で「日本教科書」に投票した教育委員が1名いたことも明らかとなつた。市町村立中学校では、都教委のモデル地域である品川区など8採択地区が「教育出版」であつた。石

原知事から小池知事へとつながる日本会議系知事の影響力によるものであろうか。関西圏では兵庫県明石市が「教育出版」を採択した。愛媛県では、育鵬社教科書を採択していた

松山市と新居浜市で「教育出版」が採択されている。

神奈川県では、モラロジー研究会主催の「教育者研究会」で教育長が講師を務めた伊勢原市で教育委員の投票で「日本教科書」に1票入つた。モラロジー研究会の開催地となつている秦野市は、「教育出版」を採択した。モラロジー研究会の影響も警戒する必要がある。

●大阪府では2社を全市町村で不採択

大阪では、①2015年に育鵬社

教科書を採択した地域（東大阪市、大阪市、河内長野市、四條畷市、泉

佐野市）、②教育再生首長会議に市長が加盟している地域（東大阪市、泉佐野市、和泉市、貝塚市）、③モ

ラロジー研究会の活動が活発な地域（摂津市、豊中市、松原市、藤井寺市、大阪市、柏原市、東大阪市）、④大

阪維新の会系首長の地域（枚方市、門真市、守口市、柏原市、大阪市、大阪狭山市、岸和田市、熊取町）などを警戒し運動を進めた。

私たちは、3度にわたつて前記の警戒地域を含めて大阪府内の全市町村教委に要請行動を行つてきた。ま

ず最初が、教科書採択制度の民主化と透明化を求める要望書・公開質問書である。採択関連資料の公開や傍聴制限の緩和・撤廃などで一定の前進を獲得することができた。次に「日本教科書」と「教育出版」の不採択を求める要請書である。教育委員にも学習させるために、教科書の問題点を具体的に指摘した。6月中旬には「首長会議」に違法な営業活動を行つていた「日本教科書」を採択候補から外すことを求める要請書を提出した。また、7月中旬からの採択の結果には、まさひろ／「子どもたちに渡すな！あぶない教科書 大阪の会」事務局

防災の知恵の共有を

羽田野 製裘義

防災では、自助、共助、公助とい
う助けが必要とされている。

避難に関して自助は危険がさし迫
る前の自分の判断による自主的な避
難、共助は隣近所や仲間同士で声を
掛け合つて必要に応じて助け合いな
がらの避難、公助は消防関係者など
の手を借りた避難と考えてよい。

これらの防災の効果は、およそ自
助7、共助2、公助1の比率と言わ
れている。「君子危うきに近寄らず」
で、自助の力をつけて災害の元を断
つことが第一である。

筆者には、多くの人たちが将来の
試験には血道を上げるが、一番大事
な生命の安全に直接関わる災害に対
しては、準備が疎かに思える。

自然災害として頭に浮かぶのは地
震、津波、高潮、河川の氾濫、浸水、
土石流、地滑り、土砂崩れであろう。
これらの原因となる現象と人間への
影響について見てみよう。

一方で防災は試験対策と同じ側面
をもつ。試験では何科目か課される
が、受験者はそれぞれの科目の内容
を理解し過去問題を分析して試験に
準備する。防災の場合、個々の災害
についてその原因や影響要因を認識
(試験勉強より遙かに簡単)したう
えで過去の災害を振り返れば、犠牲

者を大幅に減らすことができる。
や阪神淡路大震災ではこの危険を見
せつけた。国は首都圏など大都市で
地震が起きた場合の被害想定を発表
するなど、啓発に躍起となつていて
が、首都移転を具体化する試験でもな
く、地震大国で人口の都市集中を抑
える努力が感じられない。ニュース
を見ているとどこか他人事に見えて
仕方がない。

加えて、リニア新幹線が糸魚川ー
静岡構造線(地殻変動の実績あり)
をはじめ多くの活断層を貫通する形
で計画されている。硬い岩盤の亀裂
を見るたび途方もなく大きい威力を
感じる。リニア新幹線には国家予算
が融資という形で投入されようとして
いるが、地殻変動による事故の悲
惨さや修復の困難を考えれば、営業
運転に入る前の早い時点で難工事や
地殻変動のためJR東海が諦めるこ
とが最も望ましいと考える。大事故
の場合は、福島第一原発事故の場合の

高潮の被害は台風や低気圧による
異常に高い潮位(高潮)と高波浪に
より発生する。高潮の原因是気圧降
下による海水面の吸い上げと強風に

ようJR東海救済のため国費投入
が必至と考えられるからである。

する吹き寄せである。高潮の被害は台風来襲時が満潮時と重なるとき特に大潮の満潮と重なるときに大きい。吹き寄せは、台風を迎える方向に開き台風の進路の右側にある湾で問題となる。風が強いほど、水域が浅いほど潮位上昇が大きい。戦後間もない伊勢湾台風では5000人を越える犠牲者が出了。多くの台風の進路からみて東京湾、大阪湾、瀬戸内海西部海岸、有明海周辺部は要注意である。

地球温暖化による海面上昇のため襲来波が以前に比べて減衰しにくくなり危険が増す。人口密集地の被害を抑えるには、例えば海拔3m以下の土地の新規建築を禁止するなどの措置が必要である。

次に河川の洪水災害への対処である。これには「流域」と「水系」の意味の理解が不可欠である。

流域とは河川のある地点に対して降った雨をこの地点に流す区域で「集水域」とも呼ばれる。水系は海に注ぐ一本の河川の本流と支流群の全体構造であり、ある地点の流域の面積をその地点の「流域面積」という。

ダムがない場合、ごく大難把にいえば1時間雨量と流域面積がその地点の河川流量の最大値の目安を与える。7月の豪雨で岡山県高梁川支流・小田川の堤防決壊により50名の犠牲者を出した倉敷市真備町地区水害は、高梁川本川の河本ダムの緊急放流により小田川・高梁川合流地点で水位が上昇し、小田川が高梁川に水を吐けずその水位が上昇したためと考えられている。

気象庁が7月5日時点で豪雨の警報を発しており、この時点から洪水前操作を開始したならば被害が軽減されたはずと指摘されているが、ダム操作規則の記載がダム現場の機敏な対応に不向きであるとの声が多い。この改善が必須といえる。

上記の特例をのぞき洪水災害から身を守るために一般的な留意事項を述べる。

河川の洪水災害への対応として兎にも角にも重要なことは、洪水ハザードマップを確認すると共に、居住地より上流区域の降雨状況やダムの貯水率を県の河川課のHPで確認することである。また上流方面の空の雲の色が濃い場合は要注意である。

一定以上の強い雨が降ったときには浸水する箇所をインプットし、洪水時の増水状況からより強い雨のときに危険な状況やその他の危険になりそうな箇所を想像する。増水時に浸水した道路には予測不可能な深みがあるので、歩行に注意する。車は深みにタイヤを取られて動けなくなるので、浸水時の車の移動は極力避ける。また、増水時の暗闇の避難は大変危険なので極力避ける。

避難勧告に早期に対応すること。洪水時の避難の遅れは救助活動を困難にし、後の祭りとなることが多い。また、以前の遊水地が宅地化されて浸水するケースが多い。遊水地は豪雨の際に人口・資産が集中する下流の水量を抑えるため一時的に水を貯め置く低平地である。このような場所は条件が良くても土地が安い場合が多い。安い土地にはそれなりの意味がある。ダムから放流する場合サイレンを鳴らすので、このことをよく認識する。あと、河川でキャンプをするときは、中州でのキャンプは絶対避けること。

最後に土砂災害である。土石流、土砂崩れ、地滑りがあるが、いずれも傾斜地が降雨の水を含んで崩れる。重要なことは傾斜地の雨が抜けるまで危なそうな箇所を通行しないことである。

参考までに、土石流は傾斜した堆積層が大量の雨水を含んで緩み堆積層を構成する土砂や石礫が水と共に斜面を一気に流れ下る現象で、多くの犠牲者を出し、流木を発生することが多い。

土石流は緩傾斜と水が抜けることで停止・堆積する。扇状地は土石流の堆積による。がけ崩れは急傾斜の地盤が雨水を含んで緩み崩れる現象であるが、流動性はなく局地的である。山道の道路のコンクリート壁は過去のがけ崩れの修復あとである。また、路肩は弱く通行を控える必要があり雨天時の通行は厳禁である。

地滑りは土砂崩れよりもずっと広域に及ぶ土砂災害で、崩れ方は変形して崩れる。

以上、馳文となつたが、防災意識の喚起につながれば幸いである。(はだのけさよし／九州産業大学建築都市工学部教授・水工学専攻)

バックナンバー紹介

The image displays a 4x2 grid of panels from the newspaper '反戦情報'. Each panel contains a large title '反戦情報' at the top, followed by a date and issue number, and a main image or illustration. The panels are arranged as follows:

- Top Left Panel:** Date: 2018.8.15 No.407. Image: A composite photo of three men: Shinzo Abe, Kim Jong-un, and Donald Trump.
- Top Middle Panel:** Date: 2018.7.15 No.406. Image: A composite photo of Donald Trump and Kim Jong-un.
- Top Right Panel:** Date: 2018.6.15 No.405. Image: A composite photo of Donald Trump and Kim Jong-un.
- Bottom Left Panel:** Date: 2018.5.15 No.404. Image: A composite photo of Donald Trump and Kim Jong-un.
- Bottom Middle Panel:** Date: 2018.4.15 No.403. Image: A large crowd of protesters holding signs, including one that reads 'NO ABE'.
- Bottom Right Panel:** Date: 2018.3.15 No.402. Image: A composite photo of Donald Trump and Kim Jong-un.

Each panel also includes a small column of text below the main image, likely containing article titles or subtitles.